

特定非営利活動法人 劇研

定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人劇研という。

(事務所)

第2条 この法人は主たる事務所を京都市におく。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、老若男女国籍を問わぬ一般市民に対して、舞台芸術を主体とする芸術を市民が多様な形態で享受できる機会や情報を提供する事業及び芸術文化の振興の支援に関わる事業を通じて、芸術文化の振興ならびに芸術文化を通じての国際交流、児童青少年の育成、社会教育の推進、余暇利用の充実に寄与するとともに、市民生活の豊かさに貢献することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (2) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (3) 社会教育の推進を図る活動
- (4) まちづくりの推進を図る活動
- (5) 観光の振興を図る活動
- (6) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (7) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (8) 国際協力の活動
- (9) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (10) 子どもの健全育成を図る活動
- (11) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 舞台芸術を主体とする芸術を創作又は発表する施設及び機材の管理、運営
 - ② 舞台芸術を主体とする芸術にまつわる情報の発信事業
 - ③ 芸術文化に関わる公演、催しの企画、制作、運営
 - ④ 芸術文化に関わる研修などの人材育成事業
 - ⑤ 舞台芸術の国際交流活動
 - ⑥ 芸術文化に関わる他団体、又は芸術文化に関する事業へ人材や機材、サービスの提供をする支援事業
 - ⑦ 舞台芸術の研究、調査等の事業

特定非営利活動法人 劇研

- ⑧ 文化・芸術活動を含む幅広い市民活動を促進する施設の管理・運営事業
- ⑨ 教育、福祉、まちづくり、国際交流等を主たる目的とする非営利活動を促進するために、舞台芸術を主体とする芸術活動を役立てる事業
- ⑩ その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

(2) その他の事業

- ① この法人が管理・運営する施設を訪れる方々へのホスピタリティー向上の一環として行う、自動販売機などによる飲料等の販売事業

2 その他の事業は、特定非営利活動に係る事業に支障のない限り行うものとし、利益が生じたときは、これを特定非営利活動に係る事業のために使用する。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の1種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下法という）における社員とする。

正会員

この法人の目的に賛同して入会し、この法人の活動を推進する個人、団体で総会における議決権を有する者。

(入会)

第7条 正会員については特に条件を定めない。

2 正会員になろうとする者は、理事長が別に定める入会申込書を提出すること。理事長は正当な理由がない限り、その者の入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項の者の入会を認めないとときは、速やかに、その理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 正会員は、総会において定めるところにより入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 正会員は、退会の届けを理事長に提出して、任意に退会することができる。

(会員の資格の喪失)

第10条 正会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡したり、団体にあっては解散したとき。
- (3) 正会員が、正当な理由なく会費を1年以上滞納し、相当の期間を定めて催告してもそれに応じず、理事会において退会と決議したとき。
- (4) 除名されたとき。

(除名)

第11条 正会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その正会員に事前に弁明の機会を与えた上で、理事会において3分の2以上の議決に基づき除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の目的に反する行為をしたとき。

特定非営利活動法人 劇研

(3) この法人の名譽を傷つけ、又はこの法人の運営に支障を及ぼすと認められたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、その理由を問わず、これを返還しない。

第4章 役員（役員の種別及び定数）

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3-7名

(2) 監事 1-2名

2 理事のうち、一人を理事長、一人を副理事長とする。

(役員の選任)

第14条 理事長及び副理事長は理事の互選によって選任される。

2 監事は、理事又は法人の職員を兼ねることはできない。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになつてはならない。

4 理事及び監事は総会において選任する。

(理事の職務)

第15条 理事長は、この法人を代表しその業務を総理する。

2 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故のあるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会の構成員として、法令、定款、及び総会の議決に基づき、この法人の業務を遂行する。

4 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(5) 業務遂行及び法人の財産の状況について理事に個別に意見を述べ、必要により理事会の招集を求める。

(役員の任期)

第16条 役員の任期は、2年とする。但し再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、その役員に弁明の機会を与えた上で総会において3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。

特定非営利活動法人 劇研

- (2) 職務上の義務違反があると認められるとき。
- (3) その他役員として相応しくない行為があると認められるとき。

(欠員の補充)

第 18 条 理事又は監事のうちその定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞無くこれを補充しなければならない。

(報酬等)

第 19 条 役員は理事会の決議により報酬を受けることができる。

- 2 報酬を受ける役員数は、役員総数の 3 分の 1 以下でなければならない。
- 3 役員には、その職務執行に必要な費用を弁償することができる。
- 4 前 3 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に事務局長その他の職員を置く。

- 2 事務局長は理事会の承認を経て理事長が委嘱し職員は理事長が任命する。
- 3 職員の組織及び運営に関する必要事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第 5 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(機能)

第 23 条 総会は以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 役員の選任又は解任
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 50 条において同じ。）
- (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があつたとき。
 - (3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があつたとき。

(招集)

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び 2 号の規定によって請求があつたときは、その日から 30 日以内に、臨

特定非営利活動法人 劇研

時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は fax、e-mail をもって、少なくとも開催日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条、次条第 1 項及び第 51 条の適用については、出席したものとみなす。

4 総会の議決については、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数、出席者数（書面表決者又は表決委任者にあっては、その数を付記すること）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議に出席した会員の中からその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が、署名押印をしなければならない。

第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(機能)

第 32 条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び活動予算の決定並びにその変更
- (2) 職員の組織及び運営
- (3) 総会に付議すべき事項
- (4) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (5) 理事の職務及び報酬
- (6) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

特定非営利活動法人 劇研

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事現在数の 3 分の 1 以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により監事から招集の請求があつたとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があつたときは、その日から 30 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、理事会の日時、場所、目的、及び審議事項を記載した書面又は fax、e-mail をもって、少なくとも 開催日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議事)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(議決)

第 36 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の 3 分の 2 以上の同意があつた場合は、この限りではない。

2 理事会の議事は、この定款に定めるものの他、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議に出席した理事の中からその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が、署名押印をしなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費

特定非営利活動法人 劇研

- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 財産から生じる収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経て定める。

(暫定予算)

第45条 理事長は、理事会の議決を経て予算成立の日まで前年度の予算に準じて執行することができる。それによる収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算の議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会において議決を経なければならない。

2 決算上で剰余金を生じたときは、次年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ法第25条第3項に規定する事項に該当する場合は所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

特定非営利活動法人 劇研

第 52 条 この法人は、次の掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を経なければならぬ。

3 第 1 項第 2 号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(合併)

第 53 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

(残余財産の処分)

第 54 条 この法人が解散の際に有する残余財産は、総会において出席した正会員の過半数をもって決した日本国内の特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

第 9 章 公告の方法

(公告)

第 55 条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載して行う。

第 10 章 雜則

(細則)

第 56 条 この定款の施行について必要な細則は理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長　波多野茂彌

副理事長　杉山準

理事　吉本有輝子

同　宮田充規

同　葛西健一

同　西田聖

監事　田原恵美子

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条 1 項の規定に関わらず、成立の日から平成 16 年（2004 年）11 月 30 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによ

特定非営利活動法人 劇研

る。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 49 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 16 年（2004 年）8 月 31 日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金、年会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

正会員 入会金 9000 円・年会費 6,000 円

附則

この定款は定款変更認証の日から施行する。

附則

この定款は定款変更認証の日から施行する。

附則

令和元年度（2019 年度）は第 49 条の規定にかかわらず令和元年 9 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日とする。

附則

この定款は定款変更認証の日から施行する。